

第3次葛飾区地域福祉活動計画

みんなで^{つく}創り・^{はぐく}育む
安心して暮らせる「わがまち葛飾」

【概要版】



平成29年3月

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会

計画策定の背景と目的

近年、全国的な少子高齢化の進行や社会情勢の変化の中で、認知症高齢者・ひとり暮らし高齢者の増加や孤独死の問題、待機児童や児童虐待の問題など、地域ではさまざまな課題が浮かび上がっています。また、全国的に見ると、近所づきあいの減少などの影響で、地域の中での人の交流は減少する傾向にあり、孤独死や虐待などの背景にも、このような地域のつながりの希薄化が存在していると考えられます。

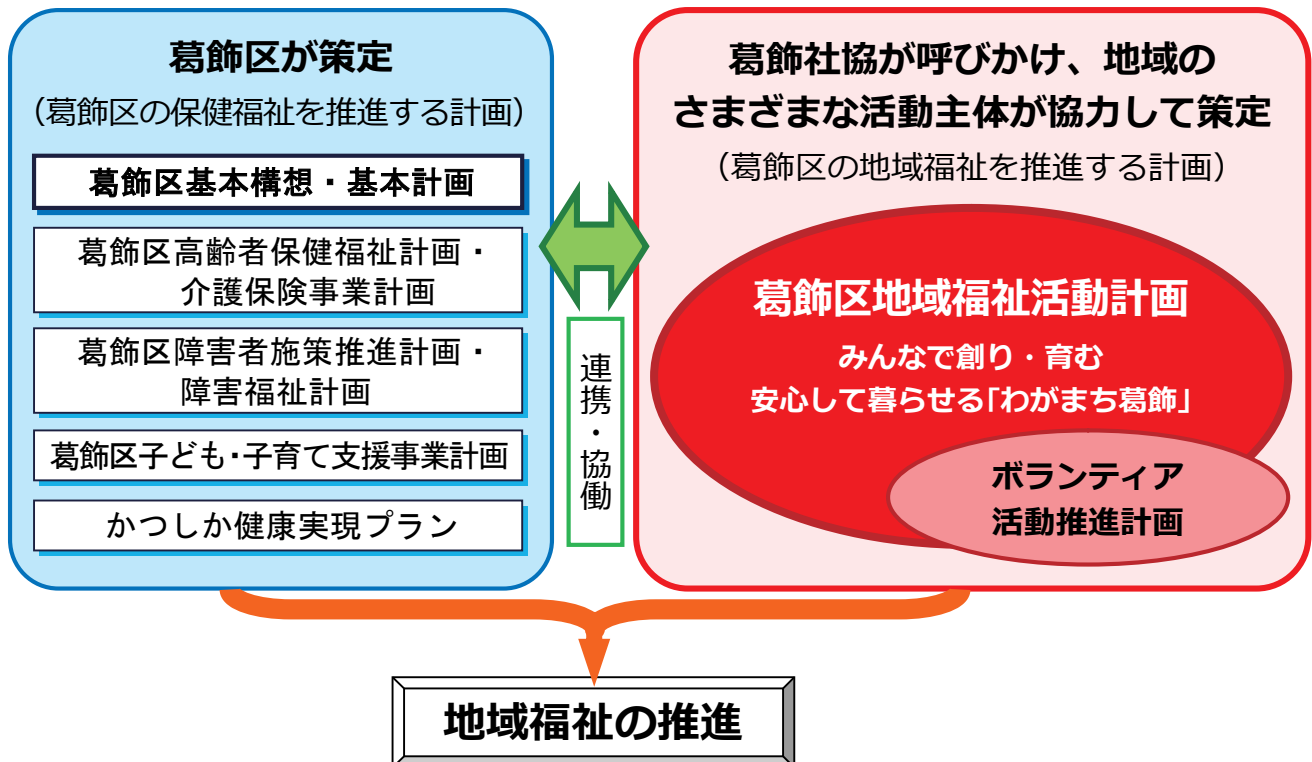
一方で、地域の力を再評価し、地域における「新たな支えあい」の実現を目指す動きも拡大しています。地域での見守り・支えあいやボランティア活動などを通じて、困難を抱えている人の力になりたいという人も増加しています。

歴史と伝統のある地域を擁する葛飾区では、古くからの地縁を基盤とした自治町会などによる地域ささえあい活動が活発に行われています。また、区内ではさまざまな分野でボランティア・市民活動団体などが積極的な活動を展開しています。

葛飾区社会福祉協議会（葛飾社協）では、平成 23 年度に策定した「第 2 次葛飾区地域福祉活動計画」が平成 28 年度で終了することから、これまでの取り組みの成果と課題をふまえ、葛飾区のめぐまれた地域福祉環境を活かしながら、新たな時代に対応できる地域社会の実現と、それを支える葛飾社協の体制整備のために、この計画を策定することとなりました。

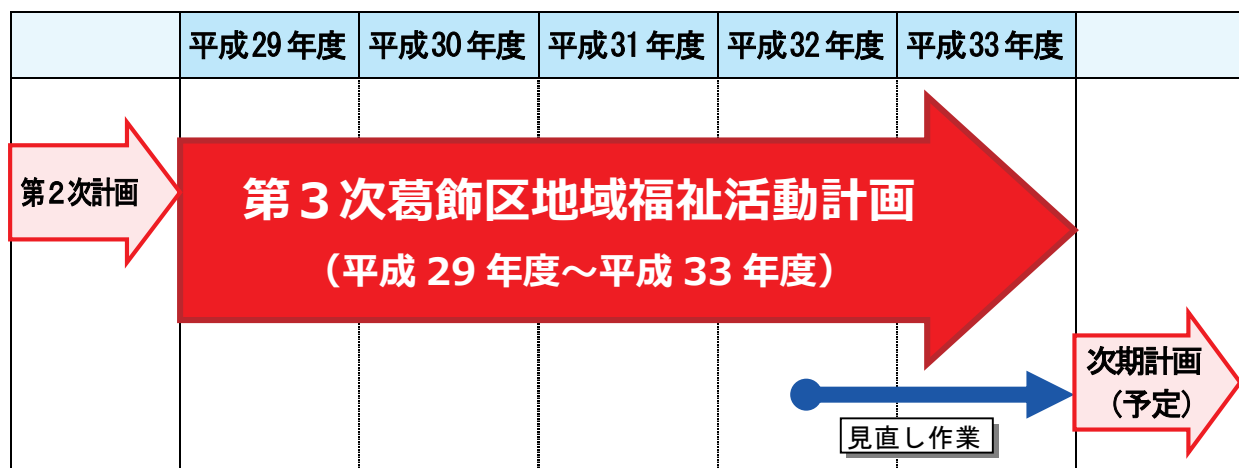
計画の位置づけ

この計画は、区民や地域のさまざまな関係者などの協働により、葛飾区の地域福祉を推進することを目的とした行動計画です。葛飾区が策定した保健福祉の推進に係る諸計画との連携・整合を図り、区と協働しながら推進していきます。また、同時に策定した第 2 次ボランティア活動推進計画とも連携しながら推進していきます。



計画の期間

この計画は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間を期間とします。その間、地域の現状や取り組みの進捗状況などをふまえて、必要に応じて見直しを行います。計画の最終年度にあたる平成 33 年度には、次期計画の策定に向けた全体的な総括を行います。



計画の策定方法

この計画は、葛飾社協が呼びかけて、区民や地域の関係者・関係団体などの協働のもと、区とも連携しながら策定しました。策定にあたっては、アンケート調査結果などに基づく現状と課題の分析、葛飾区地域福祉活動計画策定委員会、作業委員会での検討、パブリックコメントによる区民意見の募集などを行い、区民をはじめとする地域のさまざまな意見を計画に反映させました。

- 策定にあたって実施したアンケート調査結果の詳細は、「第 3 次葛飾区地域福祉活動計画・第 2 次かつしかボランティア活動推進計画策定のための調査報告書」に掲載しています。同報告書は、葛飾社協ホームページでもご覧になれます。

計画の推進と評価

この計画は、区民や地域の関係者・関係団体、葛飾社協などが協働して、区とも連携を図りながら、地域全体で推進していきます。計画の進捗管理は、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していく PDCA サイクルで行います。

各取り組みの実施状況や、区民、関係者・関係団体、区、社協職員などのさまざまな意見を葛飾社協が定期的に取りまとめ、その報告に基づいて「事務事業評価委員会」の中で進捗評価を行い、必要に応じて取り組みの改善を図っていきます。また、計画最終年度には、この計画で実現できた成果と、取り組みの中で明らかになった課題について全体的な総括を行い、その結果を次期計画の策定に活かしていきます。

第3次計画に向けたポイント

葛飾区の現状、地域をめぐる課題、第2次計画の進捗状況などを踏まえて、第3次計画期間の5年間に重点的に対応する必要があるポイントを4点に集約しました。この計画の推進にあたっては、これらのポイントを特に念頭に置いて取り組みを実施していきます。

ポイント1 新たな制度や課題への適切な対応

国の人口動態統計による少子高齢化の進展や人口減少社会の到来などを背景に、高齢者や障がい者、児童福祉制度の改正や社会福祉法人の改革、社会福祉法人の連携による地域公益活動の推進など、地域を取り巻く福祉制度が大きく変革されています。社協はこれまで以上にアンテナを高くし、新たな制度や課題に対応できる地域福祉を推進していきます。

ポイント2 活動の担い手や参加者の増加促進

多くの取り組みで、活動の担い手の固定化・高齢化が進んでおり、講座・講習等の参加者数やボランティアの登録者数も伸び悩んでいるのが現状です。新たな担い手となる区民へのアプローチや参加者の確保、特に若い世代の参加をより積極的に促していくことが重要です。

ポイント3 社協の役割と取り組みについてのPR強化

社協の役割が区民に十分理解されておらず、取り組みに関する情報が必要としている人に必ずしも届いていないことが多くなっています。新たな周知方法やメディアの活用などを検討するとともに、社協職員ができるだけ地域に出て住民や関係者との関係づくりを進めることも重要です。

ポイント4 地域のコーディネーター役としての社協へ

地域ではさまざまな活動主体が取り組みを行っていますが、自治町会やボランティア団体など、異なる取り組みをしている活動主体相互の理解や協力はあまり進んでいないのが現状です。これからの社協は、職員がより積極的に地域に出て人の輪の中に入っていくことで地域とのつながりを一層強化し、地域のコーディネーター役、人と情報のネットワークの中心としての役割を果たしていくことを目指します。

基本理念

みんなで^{つく}創り・^{はぐく}育む 安心して暮らせる「わがまち葛飾」

葛飾区地域福祉活動計画では、第1次計画から「みんなで創り・育む 安心して暮らせる『わがまち葛飾』」を基本理念に掲げて地域福祉を推進してきました。地域福祉の主役は区民自身であり、「安心して暮らせる『わがまち葛飾』」は全ての区民と関係者が参加して、自分たちで「創り」「育む」ものです。第3次計画でもこの理念を継承し、引き続き取り組みを推進していきます。

基本目標

1. みんなで創り・育む 地域のきずな

地域福祉は地域住民とさまざまな活動主体が協働して推進していくものですが、その基礎となるのは身近な地域での人と人とのつながりです。さまざまな仕組みや取り組みを実施しても、地域の中で人のつながりや助け合う心が希薄であっては、それらをうまく活かしていくことは困難です。それぞれの地域で人の交流を促し、地域のきずなを深めていくことを通じて、安心して暮らせる「わがまち葛飾」の実現を目指します。

2. みんなで創り・育む 理解しあうところ

地域では子どもや青少年、高齢者、障がい者、外国人など、さまざまな人が生活していますが、普段の生活の中で多くの人と知り合ったり、交流したりする機会は少ないのが現状です。地域での支えあいや助けあいは、まずお互いのことをよく知り、理解しあうところから始まります。異なる世代、さまざまな立場の人同士がお互いに顔の見える関係を築き、共に暮らしていける地域をつくりあげていくことで、安心して暮らせる「わがまち葛飾」の実現を目指します。

3. みんなで創り・育む 思いやりと安心の輪

すべての人が安心して暮らすことができる地域の実現を目指すには、公的な福祉制度も重要ですが、地域が抱える生活課題や必要とされている支援は多種多様であり、それらにきめ細かく対応していくためには、区民やさまざまな関係者がそれぞれの力を活かして、柔軟な支援を提供していくことが必要になってきます。すべての区民や関係者が思いやりの心を持ち、安心の輪を広げていくことを通じて、安心して暮らせる「わがまち葛飾」の実現を目指します。

計画の体系

基本理念・基本目標に基づき、以下のような体系で取り組みを推進していきます。

基本理念	基本目標	基本方針
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> みんなで創り・育む 安心して暮らせる「わがまち葛飾」 </p>	<p>1 みんなで創り・育む</p>	<p>1. 地域で支えあい、つながるしくみをつくります 【地域住民主体の取り組み】</p>
	<p>2 みんなで創り・育む</p>	<p>2. 区民同士のたすけあい活動を広げます 【地域住民と社協が協力する取り組み】</p>
	<p>地域のきずな</p>	<p>3. 自分らしく安心して暮らせるまちをつくります 【社協が支援を提供する取り組み】</p>
	<p>思いやりと安心の輪</p>	<p>4. 「わがまち葛飾」を実現するための組織をつくります 【社協の組織運営に関する取り組み】</p>

★ このマークがついている取り組みは、「第2次かつしかボランティア活動推進計画」で重点的に推進する取り組みです。

取り組みの柱	主な取り組み
(1)小地域福祉活動の推進 重点1	①実施体制の整備・活動支援 ②活動に関する情報交換会などの開催 ③活動の担い手の拡大・育成
(2)ボランティア活動の推進	①ボランティアまつり ②ボランティア講座 ③専門ボランティア養成講座 ★ ④相談・紹介・登録 ⑤ボランティアグループ支援 ⑥情報収集・発信のしくみの充実 ★
(3)福祉教育の充実	①ボランティアスクール ②福祉・ボランティア出前講座 ★ ③福祉教育推進協力校支援 ④福祉教育研修会
(4)地域団体・福祉団体等の支援	①地区高齢者支援活動助成 ②地域福祉活動助成
(1)地域支えあい活動の充実 重点2	①しあわせサービス ②新しい住民参加型家事援助サービス ③ファミリー・サポート・センター ④ハンディキャブ運行 ⑤生活支援ボランティア ⑥高齢者食事サービス活動支援
(2)成年後見センター機能の活用 重点3	①成年後見センター ②人生のエンディングの準備支援事業 ③苦情解決第三者委員の設置・運営
(3)健康づくり・生きがいづくり	①ワークスかつしか（シニア就業支援事業） ②高齢者作品展 ③介護支援サポーター
(4)福祉人材の育成・活用	①手話講習会 ②手話通訳者派遣
(5)募金活動の推進	①歳末たすけあい・地域福祉活動募金 ②赤い羽根共同募金
(1)在宅福祉サービスの充実	①ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業 ②ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業
(2)生活福祉資金の貸付等	①生活福祉資金貸付事業 ②小口生活資金貸付
(3)災害ボランティア活動の支援	①災害ボランティア登録制度 ★ ②災害ボランティア支援 ③災害ボランティア講座 ④関係機関との連携体制づくり
(1)社協運営の充実	①事業評価制度による事務事業の見直し ②事務局執行体制の構築 ③活動計画推進体制の整備 ④活動計画に対する区の支援要請
(2)情報発信・広報活動の強化 重点4	①社協だよりの発行 ②社協の案内・ガイドブックの発行 ③ウェブメディアなどの活用 ④評議員会の審議事項の情報提供等
(3)財政基盤の強化	①会員増強活動 ②事業収入の確保 ③区・都・東社協からの助成援助 ④基金運用 ⑤募金配分金の活用

重点的な取り組み

重点1 小地域福祉活動の推進

活動の背景と方向

下町の人情味あふれる地域性を持つ葛飾区でも、地域のつながりは徐々に薄れつつあります。ゆたかな地域性を再び取り戻すために、住民同士の交流を図ることで人のつながりを深めていく取り組みを促進します。また、地域住民が専門機関や関係者・関係団体と連携しながら、自分たちにできる範囲で地域課題を解決していけるように、見守り活動や支えあい活動などの小地域福祉活動を推進していきます。

活動の目的

身近な地域で「ふれあい・支えあい・たすけあう」活動の仕組みをつくり、区民が中心となって、地域の困りごとや心配ごとなどの解決に向けた方法や活動を考えるとともに、『福祉』をキーワードとして地域のつながりを取り戻します。

具体的な取り組み

- 実施体制の整備・活動支援
- 活動に関する情報交換会などの開催
- 活動の担い手の拡大・育成



お茶飲み会（金町地区）

■ 重点2 地域支えあい活動の充実

活動の背景と方向

高齢者や障がい者、子育て中の保護者などが地域で生活するためには、ごみ出しや外出時の付き添い、短時間の子どもの預かりなど、ちょっとした手助けが必要になることがあります。地域には、支援を必要としている人とともに、機会があれば支援を提供したいと考えている人も数多くいます。このため、両者のマッチングを図ることでさまざまな困りごとを解決に結びつけることが可能です。このような仕組みとして運営されているしあわせサービスやファミリー・サポート・センターなどの地域支えあい活動を一層充実させていくとともに、活動を支える協力会員・サポート会員などの人材育成やスキル向上を図っていきます。

活動の目的

支援を必要としている人、支援を提供したい人のマッチングを通じて、支えあいの仕組みがうまく機能するように調整を図るとともに、区民へのPRや活動の担い手の発掘・育成を積極的に推進することで、誰もが支えあいやたすけあいの担い手となれる地域社会を築いていきます。

具体的な取り組み

- しあわせサービス
- ファミリー・サポート・センター
- ハンディキャブ運行
- 生活支援ボランティア
- 高齢者食事サービス活動支援



ファミリー・サポート・センター
(研修中の救命講習)

■重点3 成年後見センター機能の活用

活動の背景と方向

近年、悪徳商法や振り込め詐欺、経済的虐待など、高齢者や障がい者など自らの権利を守ることが難しい人を脅かす事態が多発しています。また、福祉サービスを利用するための手続きや、お金や書類などの管理を自分で行うことが難しいために地域生活の継続に困難を抱える人もいます。成年後見センターでは、高齢者や障がい者などが安心して地域で暮らせるように、福祉サービスの利用の相談や援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス、成年後見制度への利用支援などを行っています。今後も、関係機関との連携を密にして、潜在的な需要を発掘していくとともに、成年後見センター機能をさらに活用していきます。

活動の目的

区民や関係者・関係団体、社協（成年後見センター）、区が連携しながら、成年後見制度をはじめとする権利擁護のための制度や仕組みの活用・推進を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるようにしていきます。

具体的な取り組み

- 市民後見人の養成に向けた取り組み・市民後見人に対する後見監督の受任
- 地域福祉権利擁護事業・財産保全管理サービス事業
- 法人後見の受任
- 成年後見センター機能の強化



市民後見人養成講座

■重点4 情報発信・広報活動の強化

活動の背景と方向

社協は長年、地域福祉の推進に一定の貢献をしてきましたが、その役割や取り組みについて、区民の方には必ずしも十分理解されていないのが現状です。自治町会関係者や福祉関係者でさえも、自ら関わっている事業以外の社協の取り組みについては知らないことも少なくありません。NPO法人の増加や企業の福祉参入などに伴い地域福祉の担い手が多様化している中で、社協が果たしている地域福祉推進の役割を広く理解してもらうことは重要です。また、社協の存在や事業の認知を広げていくことは、地域福祉の担い手や社協のサポーターである会員の増強につながり、誰もが支えあい助けあえる地域社会を実現することにもつながります。そのため、多様なメディアの活用などを検討するとともに、職員自らもこれまで以上に地域に出向き、地域住民や関係者との活動や交流の機会を増やすことで、社協のPRなどを推進していきます。

活動の目的

社協の役割や取り組みに関する認知と理解を深め、区民、関係者、関係団体、区、社協が連携・協働して、区全体で地域福祉を推進する環境を創っていきます。身近な地域や福祉への関心を高め、区民自身が主役となって「安心して暮らせる『わがまち葛飾』」を「創(つくり)」、「育(はぐく)む」ことを目指します。

具体的な取り組み

- 社協だよりの発行
- 社協の案内・ガイドブックの発行
- ホームページなどウェブメディアの活用・新たなメディア活用



東立石さくらまつりでのPR

取り組みの展開

基本方針 1

地域で支えあい、つながるしくみをつくります 【地域住民主体の取り組み】

小地域福祉活動やボランティア活動など、地域住民が主体となって行う取り組みや、福祉教育、地域団体・福祉団体への支援などを実施し、地域のさまざまな課題を発見・解決していきます。

主な取り組み

(1) 小地域福祉活動の推進 **重点1**

- ①実施体制の整備・活動支援
- ②活動に関する情報交換会などの開催
- ③活動の担い手の拡大・育成

(2) ボランティア活動の推進

- ①ボランティアまつり
- ②ボランティア講座
- ③専門ボランティア養成講座 ★
- ④相談・紹介・登録
- ⑤ボランティアグループ支援
- ⑥情報収集・発信のしくみの充実 ★

(3) 福祉教育の充実

- ①ボランティアスクール
- ②福祉・ボランティア出前講座 ★
- ③福祉教育推進協力校支援
- ④福祉教育研修会

(4) 地域団体・福祉団体等の支援

- ①地区高齢者支援活動助成
- ②地域福祉活動助成

★ このマークがついている取り組みは、「第2次かつしかボランティア活動推進計画」で重点的に推進する取り組みです。



健康教室（東金町地区）



地域住民福祉活動情報交換会

基本方針 2

区民同士のたすけあい活動を広げます 【地域住民と社協が協力する取り組み】

住民参加型福祉サービスなどの地域支えあい活動や、成年後見センター機能の活用、福祉人材の育成・活用など、地域住民と社協が協力した取り組みを行います。

主な取り組み

(1) 地域支えあい活動の充実 **重点2**

- ①しあわせサービス（住民参加型有償家事援助サービス）
- ②新しい住民参加型家事援助サービス
- ③ファミリー・サポート・センター（住民参加型有償育児支援サービス）
- ④ハンディキャブ運行
- ⑤生活支援ボランティア
- ⑥高齢者食事サービス活動支援

(2) 成年後見センター機能の活用 **重点3**

- ①成年後見センター
- ②人生のエンディングの準備支援事業 【新規事業】
- ③苦情解決第三者委員の設置・運営

(3) 健康づくり・生きがいづくり

- ①ワークスかつしか（シニア就業支援事業）
- ②高齢者作品展
- ③介護支援サポーター

(4) 福祉人材の育成・活用

- ①手話講習会
- ②手話通訳者派遣

(5) 募金活動の推進

- ①歳末たすけあい・地域福祉活動募金
- ②赤い羽根共同募金



しあわせサービス（活動の様子）



赤い羽根共同募金 募金活動の様子

基本方針 3

自分らしく安心して暮らせるまちをつくります 【社協が支援を提供する取り組み】

在宅福祉サービスや生活福祉資金の貸付、災害ボランティア活動の支援など、社協が主体となって行う取り組みを実施します。

主な取り組み

(1) 在宅福祉サービスの充実

- ①ひとり暮らし高齢者毎日訪問事業
- ②ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業

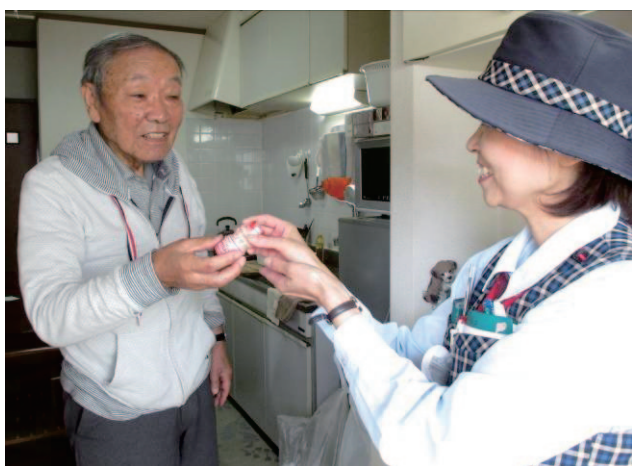
(2) 生活福祉資金の貸付等

- ①生活福祉資金貸付事業
- ②小口生活資金貸付

(3) 災害ボランティア活動の支援

- ①災害ボランティア登録制度 ★
- ②災害ボランティア支援
- ③災害ボランティア講座
- ④関係機関との連携体制づくり

★ このマークがついている取り組みは、「第2次かつしかボランティア活動推進計画」で重点的に推進する取り組みです。



ひとり暮らし高齢者毎日訪問の様子



登録者向け災害ボランティアセンター
設置・運営訓練

基本方針 4

「わがまち葛飾」を実現するための組織をつくります 【社協の組織運営に関する取り組み】

社協運営や情報発信・広報活動の強化、財政基盤の強化など、社協が地域福祉を推進する組織としての運営体制をより強固にしていくための取り組みを推進します。

主な取り組み

(1) 社協運営の充実

- ①事業評価制度による事務事業の見直し
- ②事務局執行体制の構築
- ③活動計画推進体制の整備
- ④活動計画に対する区の支援要請

(2) 情報発信・広報活動の強化 **重点4**

- ①社協だよりの発行
- ②社協の案内・ガイドブックの発行
- ③ウェブメディアなどの活用
- ④評議員会の審議事項の情報提供等

(3) 財政基盤の強化

- ①会員増強活動
- ②事業収入の確保
- ③区・都・東社協からの助成援助
- ④基金運用
- ⑤募金配分金の活用



福祉協力委員 会員増強活動



葛飾社協ホームページ（トップページの一部）



第3次葛飾区地域福祉活動計画

みんなで創り・育む 安心して暮らせる「わがまち葛飾」

平成29年3月

編集・発行：社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会
〒124-0006 葛飾区堀切3丁目34番1号ウエルピアかつしか3階
電話 03-5698-2411 FAX 03-5698-2513

連絡先

◆葛飾区社会福祉協議会

電話：03-5698-2411(代表) FAX：03-5698-2513

ホームページ <http://www.katsushika-shakyo.com>



◆かつしかボランティアセンター

電話：03-5698-2511 FAX：03-5698-2512

ホームページ <http://vc.katsushika-shakyo.com/>

